

3 消費生活相談事例集

報道機関（中日新聞朝刊紙面欄）掲載提供資料

掲載日	タイトル	頁
4月7日	賃貸住宅退去時 高額の補修費用 請求された	31
4月21日	出会い系サイトに誘導	32
5月5日	通信販売の無料お試し	33
5月19日	光回線「安いプラン」と勧誘	34
6月2日	テレビショッピングやネット通販	35
6月16日	廃品の無料回収でトラブル	36
6月30日	電力料金プラン どう選ぶ？	37
7月14日	「催眠商法」解約したい	38
7月28日	ネットオークションで詐欺！？	39
8月11日	「名義貸して…」不審な電話	40
8月25日	会費の支払い義務	41
9月8日	契約解除のスマホ 娘が使い課金	42
9月22日	訪問販売による契約（表札）	43
10月6日	カニの電話勧誘断りたいが	44
10月20日	高額な情報商材 代金返して	45
11月3日	インターネット詐欺	46
11月17日	照明器具の事故	47
12月1日	架空請求の解決依頼	48
12月15日	ポイントカードにクレジット機能	49
1月5日	スマホゲームの料金請求	50
1月19日	暖房器具による子どもの事故	51
2月2日	ネット通販の商品が届かない	52
2月16日	パソコンの「ウイルス感染」表示	53
3月2日	賃貸住宅の「原状回復義務」	54
3月23日	新生活の消費者トラブル	55

賃貸住宅退去時 高額の補修費用 請求された

春の引っ越しシーズンを迎える中、消費生活センターには「賃貸住宅の退去時、高額な補修費用を請求された」という原状回復の費用負担についての相談が多く寄せられます。

賃貸住宅を退去する際、借り主には原状回復義務がありますが、国土交通省では「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」をホームページ上で公表し、一般的な基準を示しています。

ガイドラインでは「原状回復とは、賃借人の居住、使用により発生した建物価格の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損を回復すること」。つまり、普通に使用すれば借りた当時の状態より悪くなっていたとしてもそのまま返せばよく、使い方がよくなかったために生じたものは借り主が修



今更

立ち会いのやりとり記録を

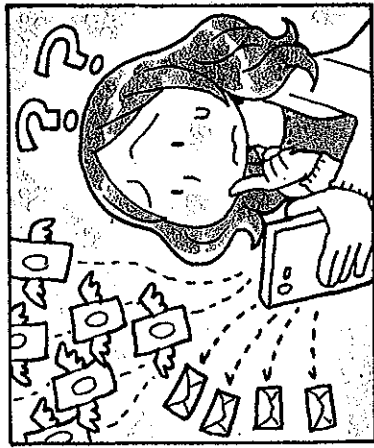
理費用を負担するということにしています。借り主の原状回復義務は、借りた当時の状態に戻すものではないことを明確にしています。

それによると、例えば日照などによる畳やクロスの変色、家具の設置によるくすみや設置跡は、普通に使用しても生じるものなので借り主負担にならないと考えられます。しかし、飲み物をこぼしたことによるシミ・カビの回復費用は借り主の使い方に関係があり、借り主負担になると考えられます。請求書が届いたら明細を確認し、ガイドラインを参考にしながら話し合いを進めることとなりますが、あくまでもガイドラインに法的拘束力はありません。話し合いで合意が得られない場合は、調停や少額訴訟を利用する方法もあります。

トラブルにならないために、退去時の立ち会いでは修繕箇所やその場のやりとりについて記録を残しておきましょう。これから入居される予定の方は貸主側の立ち会いのもと、既にある損傷や汚れについて確認し、退去時に備えて日付入りの写真を撮っておくと良いでしょう。

問い合わせは県消費生活センター＝電話0749(23)0999＝へ。

出会い系サイトに誘導



間違いメールがきっかけで友達になった自称新人俳優の男性から誘われ、有料サイトに登録した。利用方法は最初に1ポイント=10円でポイントを購入し、メールを1通送るのに40ポイント、相手と連絡先を交換するのに300ポイントを消費する。最初は少額購入しメール交換を楽しんでいたが、連絡先を交換しようとする、相手のマネージャーが現れ、有名人なので秘密保持のための

「サクラ」の可能性も

手続きが必要として何度も意味のない質問をしてきた。そのたびに回答を送信したので何回もポイントを追加購入することになり、総額18万円を使ったが、まだに相手の連絡先を知ることができない。サイトを退会しようとする、相手の男性から「退会しないで」と頼まれた。だまされて

(20代・女性)

間違いメールや会員制交流サイト(SNS)などを通じて知り合った異性から出会い系サイトに誘導され、高額なポイント代金を払ってしまった。という相談が多く寄せられています。

出会い系サイトの多くはこの事例のように事前にポイントを購入する方式を取っていますが、中にはサクラを使って何度もメール交換をさせ利用

業者もいます。男女間の恋愛感情を利用しており、おかしな気分いた時には多額の費用を支払っていることがほとんどです。

出会い系サイトに苦情を伝え返金を求めてもサクラであるという証明は難しく、支払った利用料を取り戻すには非常に困難です。

サクラが疑われる他の例としては、「お金をあげる」「タレントの悩みを聞いてやってほしい」「簡単なアルバイトがある」など興味を引かれる内容で、その手口は巧妙です。ネット上のまがい話は信用しないようにしましょう。まずは知らない人から届くメールやメッセージには返信をしないよう注意してください。

問い合わせは厚済費生活センター=0749(23)0999=く。



通信販売の無料お試し

高校生の娘が、SNSで「ダイエットサプリ、無料お試し！送料500円だけ負担してください」との広告を見つけ、スマートフォンから申し込んだ。5日前に商品が届き、2、3回飲んだら体調が悪くなった。娘からやめたいと業者に申し出たが、「定期購入で4カ月の継続が条件なので途中でやめられない。2カ月目からはひと月800円になる」と言われた。娘は定期購入など知らなかったと言っている。クーリングオフができるのではないか。

(40代・女性)

テレビショッピング、インターネット、新聞広告などの通信販売で、健康食品やサプリの試供品を注文したら、知らないうちに定期購入になってしまったという相談が増



知らないうちに定期購入

知らないうちに定期購入

そいでます。

通信販売の場合、クーリングオフの適用はありません。返品できるかどうかは、広告などに記載された返品ルールに従うことになり、その記載がなければ、商品到着から8日間は送料消費者負担で返品が可能です。広告等に定期購入になる旨の記載があれば、試供品の支払いだけで解約することは、かなり困難になります。

タタより高いものはありません。トラブルを避けるためにも安易に申し込まず、注文前に購入条件や送料、返品条件、広告内容などを十分確認してください。注文する際には、広告内容が契約内容になります。インターネット通販の場合は、注文画面なども画面印刷するなどして、保存しておくようにしましょう。

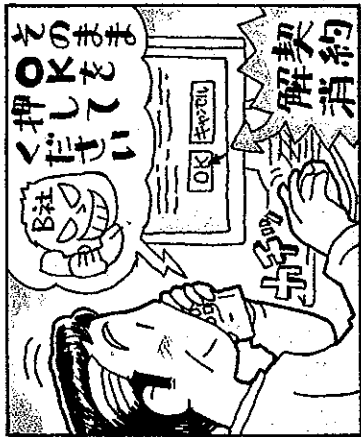
なお、事例のように未成年者が親権者の同意を得ず、小遣いの範囲を超えて行った契約は、取り消せる場合があります。「困ったな」「おかしいな」と思った場合は一人で悩まず、すぐ相談ください。

問い合わせは県消費生活センター＝0749(23)0999＝へ。

光回線「安いプラン」と勧誘

大手電話会社A社の代理店を名乗り、「光回線の利用料が安くなるプランに変更しませんか」と勧誘の電話があつた。長年契約している電話会社の案内と思い、プラン変更に同意し、指添されるままA社のホームページで手続きした。

しかし後日、知らないB社から契約書が届いた。利用料もオプションサービスがついて以前より高額になった。元の契約先であるA社に問い合



電話会社変わり高額に

わせるが、「あなたの契約は解消されている。指添されて行った手続きは光回線の契約先を変更する手続きだ」と言われた。

B社に解約を申し出たが、「2年契約を結んでいるので、解約には1万円の違約金がかかる」と言う。納得できない。(60代・男性)

現在、多くの事業者が大手電話会社から卸売りされた光回線サービスを提供していますが、消費者が理解せずに契約してトラブルになるケースが続いています。

基本料が安くなると説明されても、オプションサービスなどのセット契約になり、料金が高くなる場合があります。

光回線の契約では、大手電話会社から別会社に契約先が変わることになるので、安易に契約せず、事業者名や契約内容

を事前に確認するよう
でしよう。

問い合わせは眞消費生活センター＝電0749(23)0999＝へ。

◇
5月21日から改正電気通信事業法が施行され、光回線や携帯電話等の通信サービス契約について「書面交付義務」や「初期契約解除制度」などの新たなルールが追加されます。

初期契約解除制度では、対象の通信サービスについて、契約書面受領後などから8日間は契約の解除が可能です。ただし、初期契約解除に代えて「確認措置」の認定を受けた移動通信サービスは、利用状況や法令順守状況が不十分な場合に端末を含めて契約を解除できません。詳しくは総務省の公表資料をご確認ください。



テレビショッピングやネット通販



いつものようにテレビショッピングを見たら、細身の女性が電気マッサーシ機を使用しても気持ちがよさそうだった。神経痛や筋肉痛の緩和に効果があると話しており、腰痛の持病がある夫に良いのではないかと、思い、電話をかけ注文した。2週間後に商品が届いたが、届いた電気マッサーシ機は、思った以上に大きく場所を取るものだった。夫が試すとテレビで見っていたように心地の良いものではなく、痛いと感じる時があ

返品特約の十分な確認を

ると言う。3日間使用してみたが、思っていたものと違つので、「返品したい」と業者に連絡すると、「未通电の商品しか返品できません。注文受け付けの際にも説明させていただいておりました」と言われてしまった。通电しない電気マッサーシ機は使用できないのに、未通电のものでないと返品できないとはおかしくないか。

(70代・女性)

テレビショッピングやインターネット通販、カタログ通販などの通信販売は、消費者が広告やパンフレットを見て、買わないか事前に考えることができ、訪問販売や電話勧誘販売のような不意打ち性がないため、店頭で商品を購入するのと同じで、クーリングオフの適用はありません。通信販売の場合、特定商取引法で表示に関するルールが定められています。通信販売業者は、返

品の不可やその条件を必ず、広告に表示しなければなりません。返品については、業者が決めている特約に従うことになりま。返品特約がない場合は、商品到着後8日以内なら、購入者が送料を負担すれば返品できます。また、商品に傷や不具合がある場合は、特約に関係なく交換できます。

通信販売を利用するときは、注文前に返品特約について十分確認することが大切になります。広告内容が契約内容になりますので、注文する際には又主を取るなど記録されることをお勧めします。ネット通販の場合は、注文画面なども画面印刷するなどして保存しておきましょう。

万が一、トラブルにあった場合は、おきらめずに消費生活センターにご相談ください。問い合わせは厚消費生活センター 0749(23)0999 へ。



廃品の無料回収でトラブル

引っ越しことになり荷物を整理していたところ、自宅前に廃品回収車を通り掛かった。「無料回収」とアウンスされていたので業者を呼び止め、古雑誌の回収を依頼した。業者から「他にも何かあるか」と言われたため、収納ボックス数個と電子レンジを渡した。すると、不用品を車に積み込んだ後、業者から「市の方で廃棄するため費用が発生する」といわれた。話が違つて抗議したが、「値引きして3000円でよい」といわれ、仕方なく支払った。後で調べるど、市のゴミ収集料金は3000円も少ないことが分かった。領収書をもらっておらず、業者の名前や連絡先も分からない。

(20代・女性)



今更らう

最近、「無料回収」をうたって巡回する廃品回収業者とのトラブルが増えています。「無料回収」とアウンスされていても、積み込んだら勝手に料金を請求されるケースがあり、中には数万円の料金を請求する業者もいます。領収書がなく、業者の名前や連絡先も分からない場合は、支払った料金を取り戻すことはまず不可能です。

一般廃棄物の収集と運搬は、市町村の許可を受けた事業者しか行えませんが、安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルになる可能性が高いので避けましょう。

粗大ゴミや不用品を処分する場合は、お住まいの市町村のルールに従って行いましょう。一部の家電製品やパソコンなどは、市町村が収集しないものもありますので、処分について不明な点がある場合は、事前に市町村に確認しましょう。

「困ったな」「面倒だな」と思ったら、すぐに消費生活センターに相談ください。

問い合わせは厚消費生活センター＝0749(23)0999＝へ。

安易な処分依頼避けて

電力料金プラン どう選ぶ？

4月1日から電力小売りが全面自由化されました。消費者が電力会社の電気料金プランから個々の利用状況に合ったものを自由に選択できる時代が到来しました。

しかし、新たな事業者の参入やさまざまな料金プランが提示される中、「代理店の営業活動が行き渡っていない」「契約時の説明が不十分で不適切だった」などの相談が各地の消費生活相談窓口で寄せられるようになりました。

電力契約先の変更を予定されている方は必ず次の点を確認してください。

①契約先は国の登録を受けた「小売りの電気事業者」であるか、またはその代理店か。

②契約の内容(契約期間、毎月の電気料金、解約条件など。解約条件は特に重要)。

契約前しっかり確認を

③停電や不具合など非常事態への対応体制や連絡先。

契約変更を検討する場合には以下の点も考慮しましょう。

・現在契約している電力会社と解約した後、再度その会社に契約を戻す場合には特典や割引を受けられないことがあります。

・マンションなどの集合住宅で電力会社一括受電サービスに契約している場合は個人が自由に



契約先
内容
連絡先

契約変更できないことがあります。

・従来型のメーター利用中の方も電力会社の変更は可能ですが、電力会社を切り替えるなど新型のスマートメーターへ交換されます。無料で交換されるか必ず確認ください。

小売りの電気事業者が提供するさまざまなプランは必ずしもお得であるとは限りません。家族構成やライフスタイルに合った料金体系がどうか検討し、各電力会社の多種多様なプランからご自身の利用状況に最適なものを上手に選ぶようにしましょう。

契約締結に際して不審なことがあれば、最寄りの消費生活相談窓口(局番なしの1888)にご相談ください。

問い合わせは眞消費生活センター＝0749(23)0999へ。

まじまじ

「催眠商法」解約したい

近所に健康食品のお店が開店するということで友人と出掛けた。1日3回、説明会が開催される時間に行くと、社員が楽しく健康に関する説明をした後、健康食品などを格安で販売するので毎日通っていた。業者から健康食品だけではなく、たんだん高額な掛け軸、つぼ、貴金属などいろいろな物を勧められるようになり、会場に行かないと電話で呼び出されたり、時には家に迎えに来るようになった。いろいろな場所で開店するたびに手紙で知らせが来て、ある時には頼んでもいない商品を持ってきて契約書にサインせられ、代金を支払わせられたこともあった。今回も強引に勧められ宝石の契約をした



「はっきり断る」勇気が大切

が解約したい。
(長浜市・女性)
このような販売方法は、SF商法(催眠商法)と呼ばれる商法です。空き地や空き店舗で粗品を配ったり、格安で商品を販売したりして人を集め、楽しい雰囲気の中で、最終的に高額商品を勧められ、会場の雰囲気にもまれ契約をせられてしまつていく販売手口です。

いろいろなときは「はっきり断る」勇気が大切です。

この事例の場合、契約後8日間はクーリングオフ(無条件解約)することができます。8日間が過ぎても、強引な販売や契約時の説明に不実告知があったり、退去妨害された場合は解約を申し出ることもできます。今回の相談者の場合は、契約後8日間は過ぎたからの相談でしたが、業者が強引な販売を認めて無条件解約することができ、全額返金されました。どうかためたことでも思いめぐり相談してください。

問い合わせは長浜市環境保全課消費生活相談窓口＝0749(65)6667へ。

金持ち

ネットオークションで詐欺!?



ネットオークションで海外ブランドの財布を落札し、代金を前払いで払ったが、約束の期日を過ぎても送られてこない。メールで問い合わせしても返答がない。電話番号も住所も分からない。どうしたらよいだろうか。

(30代・男性)

商品が届かない、届いた商品が壊れていた、偽物だったなどのトラブルが発生しています。今回のケースのように相手と連絡がつかない場合、対処は難しいと思われま

被害防ぐグッズは

- ・ 相手の取引状況や他のユーザーの評価などを見とおきましょう。
- ・ 出品者の氏名と振込先の口座名義が同じか、振込先の口座がトップレベル口座ではないかを確認しておきましょう。
- ・ 送料の負担も含めた交

- ・ 相手の住所や固定電話番号などで確実に本人確認しておきましょう。
- ・ 取引前にオークションサイトの注意事項をよく読み、どんなトラブルが起こっているかなど知っておきましょう。
- ・ 出品されている商品の状態(汚れやきずなど)や色合いや形などを確認しておきましょう。
- ・ ネットオークションの取引で、特に先払いはリスクが伴うことを理解した上で十分注意して利用しましょう。
- ・ 詐欺被害者救済のための補償制度を導入しているオークションサイト運営会社もあります。対象外もあるので条件をしっかりと確認しましょう。
- ・ 同のような出品物の相場はいくらぐらいか事前に調べておきましょう。
- ・ バンコンのやりとり画面、振込先の口座など取引相手に関する情報は保存して印刷しておきましょう。
- ・ 交換返品条件、キャンセルなどについて規約にどう明記されているかの確認もしておきましょう。

問い合わせは米原市地域振興課消費生活相談窓口0749(52)8088へ。

ひびき

「名義貸して…」不審な電話

「今度新たに建設される老人ホームに入居予定はないか。ないなら入居待ちの人がいるので名義を貸してほしい」と電話があった。不審に思ったが聞かれるまま家族構成や名前等を伝えてしまった。今度電話がかかってきたらどうしたらよいのか。(70代・女性)

高齢者の親切心や同情心に付け込んで「有料老人ホームや介護施設などに入居する権利を代わりに買ってくれば高値で買い取る」「名義を貸してくれば謝礼を支払う」といってお金をだまし取る手口が増えています。「代わりに申し込んで」「名義を貸して」といって不審な電話がかかってきたら、慌てず相手にしないですぐに電話を切りましょう。



相手にせず、すぐ切って

電話に出て話を聞いてしまえば、巧妙な話術に引き込まれてしまい切りにくくなります。①在宅であっても留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じて後でかけなおす方法②発信者番号表示機能のある電話を利用して知らない番号からの電話には出ないようにする方法③電話の内容を録音する通話録音装置を利用する方法も有効です。

事業者が持ち掛けてくる話の内容や事前に送ってくるパンフレットは非常に巧妙にできています。また、複数の事業者が電話をかけてきて信じさせようとする場合もあります。決して、相手の話をうのみにせず、焦らされても、脅されても絶対にお金を支払わないようにしましょう。一度お金を支払って取り戻すことは極めて困難です。事業者から「お配便でお金を送るよ」といわれるのは詐欺の手口です。

少しでも疑問や不安を感じたら県消費生活センターに相談してください。

問い合わせは県消費生活センター＝0749(23)0999＝へ。

金づから

会費の支払い義務



16年前、20歳の頃、女性に呼び出され、ファミリーレストランで趣味や旅行の話をしていると、月々3000円の会費で会員になれば格安の旅行に行けると勧められた。会員になるには月々の会費のほか、書籍とパソコンを購入する必要があると言われ、総額100万円ぐらいのクレジット分割契約をした。その後5年ぐらいで完済し、その頃から会報誌が来ることや会費の引き落としはなかったのに、退会にな

すぐに請求に応じない

ったのだと思っていた。今年7月末、この業者から「会費うちの月会費が長期にわたり、支払われておらず、脱会処理もできていません。退会を前提に精算金として月次会費3000円の2年分7万2000円を請求させて頂きます」と業者から請求通知が来た。私わなといけないのか。(30代・男性)

会費の支払い義務について記載のある契約書面には、退会するには書面で通知し、会員カードを返却しなければならないことが明記されていた。しかし、相談者は当時の担当者から会費の説明も受けておらず、会費の支払い義務についてはほとんど認識していませんでした。また、請求書や会報の送付がないまま何年も経過し、自分が会員であること自体を忘れてしまい、商品代金のクレジット払いが終わったと

同時に、会員契約も消滅すると思ひ込んでいたようです。今回は、センターがおせんに入り、契約経緯の問題点や、その後の経緯などを業者と交渉して請求を免れることになりました。そして「脱会証明書」を発行してもらい、今後トラブルがあった場合の証拠書類として保管することを相談者に伝えました。業者の請求について身に覚えがない場合は、すぐに請求に応じないようにしなさい。ただし、裁判所から書面が届いた場合は無視してはいけません。会費の支払い義務については、個々のケースごとに経緯や資料を確認し、検証する必要がありまますので、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。問い合わせは甲賀市消費生活センター＝0748(6)06815へ。

契約解除のスマホ娘が使い課金



小学生の娘に、契約切れで使用しなくなったスマートフォンを、動画を見るために渡していた。今月、クレジットカード会社から3万円もの請求が来て驚いた。娘に確認すると、私の渡したスマートフォンでWiFi(無線LAN)でインターネットに繋がってオンラインゲームをしていた。そのスマートフォンには、以前使用していた際にクレジットカードの情報が登録しており、娘はそれでオンラインゲームの電子くじに課金をしていたようだ。料金が画

WiFiでネットご用心

面表示されても実際のお金の認識がなく、アイテム欲しさに何度も繰り返して課金をしてしまったようだ。娘も私も契約切れのスマートフォンで料金が掛かるとは思ってもいなかった。クレジットカードは止めたが、料金はなかなかならぬのだろう。(女子児童の母親)

スマートフォンは通信契約を解約した後、WiFi環境などを経由してインターネットに繋がることがあります。使用していないスマートフォンからインターネットに繋がって、簡単にクレジットカード決済ができることがあります。オンラインゲームは子どもが利用する機会も多く、ゲームを続けるなかで課金をしたり、有料アイテムの購入を求められたりして、気が付くと高額な請求となっていたり。子どもが当事者となるトラブルが発生しています。

多くのオンラインゲームは無料で利用できますが、有料アイテムなどは楽しみない仕組みのものもあります。子どもがゲームで遊ぶ際には、子どもも大人もゲームの仕組みを正しく理解し、ルールについて子どもとよく話し合っておくことが大切です。

この事例は、当事者から利用状況などを詳細に聞き取った上で、業者に未成年者契約の取り消しの申し出をすればどうかの助言したところ、夜私を免れることができました。

また、子どもが大人(親)に無断でクレジットカードを使用しないよう、カードやカード番号を登録しているIDの管理には十分注意することも必要です。

「困ったな」「おかしいな」と思ったら、真消費生活センターに相談してください。問い合わせは真消費生活センター＝0749(23)0999＝

お母さん

訪問販売による契約

「古くなった表札を書き換えませんか」と事業者が訪問してきた。「表札ケースの中の紙を新しく書き換えて1週間後に送ります。5000円でできます」と言うのでお願いした。前払いでお金を払って領収書を受け取った。しかし、家族に反対されたため、すぐに領収書に書かれていた電話番号に電話したが使われておらず、領収書の住所にクーリングオフ通知を送ったが、宛先不明で戻ってきた。結局新しい表札も送られてこなかったため、お金を返してほしい。(60代・女性)

訪問販売による契約なので、本来なら契約書面を受け取った日から8日



クーリングオフ

その場で決めず連絡先の確認も

間はクーリングオフによる契約解除ができ、支払い済みの代金も全額返金されます。しかし、クーリングオフができる契約であっても、事業者と連絡が取れなければ、結果的にお金を取り戻すことは難しいでしょう。

事例の場合は、住所と電話番号がでたらめなことから、最初からたまたまつもりで訪問していると考えられます。見ず知らずの事業者との契約は、少額であっても慎重にしましょう。代金の前払いは、事業者と連絡が取れなくなった場合に金銭的救済が難しくなります。

被害に遭わないためには、その日その場で契約せず、よく考えてから契約するよう心掛けましょう。「今日中」などと言って契約を急がせる場合は特に注意が必要です。事業者の連絡先を聞いて、後から返書をするようにすると連絡先の確認ができます。

問い合わせは高島市消費生活センター(生活相談課内) 0740(2)8125へ。

カニの電話勧誘断りたいが

先日、「いいカニがあります。産地直送便です。今ならお安くサービスでお付けします」と電話がかかってきた。突然の電話で、あいまいな返事をしている中「〇月〇日に発送予定です。代金はカニと引き換えにお願います」と言われ、電話は切れてしまった。業者の連絡先が分からないので断ることができない。カニが届いたらどうすればよいか。

(70代・男性)

事例のよつにカニなど魚介類の勧誘の電話があり、あいまいな返事をしているうちに「発送の手配をします」と一方的に告げられ、電話が切れてしまうケースがあります。断りの電話を入れようとして着信履歴の番号に何度かけてもつながらず、連絡が取れないまま商品



代金支払わず受け取り拒否を

が届いてしまつ相談が目立ちます。

事例では、カニを購入する承諾をしないので、商品を受け取る必要はなく、代金の支払い義務もありません。配達されたら、宅配ドライバーに「注文していないので受け取りません」と告げ、受け取り拒否をしましょう。その際に、宅配業者の送り伝票に記載された発送元である業者名、住所、電話番号を控えておくことをお勧めします。

万が一、受け取ってしまったら、電話勧誘販売で契約した場合は、カニなどの生鮮食品もクーリングオフが適用されません。クーリングオフは書面を受け取った日から8日以内に書面で申し出ることで原則となつていません。しかし、販売業者への連絡先が伝票と異なつていたり、速やかに返金の手続きが行われない場合がありますので、そのよつなりリスクを避けるためにも安易に受け取らないようになりましょう。何かあれば、消費生活センターへご相談ください。

問い合わせは東近江市消費生活センター＝0748(24)56699＝へ。

高額な情報商材 代金返して

インターネットで「限定50名様無料」「1日30分の簡単作業」「体験版7日間15万円確約セミナー」とうたい、収入を得るための方法を教えるという情報商材の広告があり、応募した。抽選には外れたが「先着100名様限定。25日間で80万円稼ぐコンプレックスビジネス。たった30分の作業でパソコン・スマホを勝手に稼ぐデジタル機器に夢身と、2万円の情報商材を紹介されたのでクレジットカードで支払い、契約した。ところが実際の情報商材は、まず私が80万円のタイエットコースを契約し、その体験談をネット上にアップして、それを見た人がタイエットコースを契約すれば、紹介報酬が入るといつ凶悪だった。高額な資金が必要の上



「必ず」「確実に」「断定的」広告 注意を

パソコン・スマホが勝手に稼ぐというものはなかった。広告を信じて契約したので、代金を返してほしい。

(60代・男性)

「簡単作業で毎日収入が得られる」「パソコン入力するだけで確実に10万円もつかる」などという話の多くは業現困難であり「必ず」「確実に」などの断定的な広告には注意が必要です。

情報商材の広告には返金保証という記載も見られます。返金保証を信じて「うまくいかなくても返金してもらえたら」という軽い気持ちで情報商材を購入すると、実際は返金保証の条件を満たすのが難しい場合や、条件を満たしていても事業者が応じない場合があります。返金保証という記載があったとしても、必ず返金されるとは限らないことに注意が必要です。見ず知らずのネット上の事業者との契約は広告をつのみにせず、慎重に判断するよう心しましょう。

「困ったな」「おかしいな」と思ったり、県消費生活センターまで相談してください。県消費生活センター＝0749(23)0999

インターネット詐欺



趣味やままままな活動に意欲的な60代から70代前半のアクティブシニア層からのインターネットに関する相談が増えています。

事例1 タブレットで無料のアダルトサイトに入り「20歳以上」をタップするど、登録料として25万円を請求された。キャンセルする場合は指定された連絡先に電話をするど、キャンペーン中であり半額にすると言われ

難しい被害回復

れ、業者の指示通りコンビニに行きプリペイドカードで1万円5000円を購入して番号を教えた。また、(60代・男性)コンビニなどで販売されているプリペイドカードに記載の番号を相手に教えるとは、プリペイドカードを相手に渡したのと同じことになり、被害回復は大変難しくなります。この事例のようにより一方的に請求されるものはリンク詐欺と呼ばれます。業者に電話をかけたりメールを送ると、電話番号やアドレスなどの情報が相手に伝わってしまいます。このような請求を受けても、慌てず無視することが大切です。

事例2 ネット通販で一番安い電子辞書を販売している店舗を見つけ注文した。代金2万3000円を振り込んだ後、業

者と連絡が取れなくなりました。(70代・男性)インターネットによる通信販売では「送金後連絡が取れない」「海外から偽物が届いた」などのトラブルが多発しています。これらは海外の詐欺的サイトに多く、既存の通販サイトを模倣していることもあり注意が必要です。詐欺的サイトの特徴として「固定電話の連絡先の記載がない」「住所表記に番地がない」「日本語に若干の違和感がある」「価格が異常に安い」などがあります。被害回復は大変難しくなっていますので、業者を見極めてから注文することが大切です。

何かあれば消費生活センターに相談してください。問い合わせは、近江八幡市消費生活センターへ。
☎0748(36)5566

インターネット

照明器具の事故

秋の夜長で明かりをともす時間が長くなっていますが、使用中の蛍光灯が突然発煙するといった照明器具の事故が発生している。NITE(ナイト、独立行政法人製品評価技術基盤機構)から報告されています。

【事例1】使用中の蛍光灯付近から発煙し、蛍光灯の一部が焦げた。

・長期使用で蛍光灯が経年劣化し、電線がショートして発煙、発火したと考えられます。

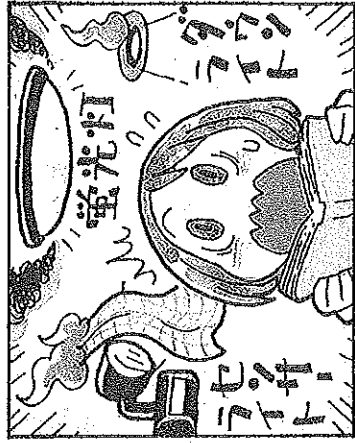
【事例2】床を直接照らすダウンライトとその周辺を焼く火災が発生した。

・60ワットのランプを指定されていたが、90ワットのランプを取り付けたので本体が過熱したと考えられます。

【事例3】センサーライトとその周辺を焼く火災が発生した。

・近くに干した洗濯物がセンサーライトのランプにかざったため、センサーライトが点灯し、ランプの熱で洗濯物が発火したと考えられます。

このような照明器具の



まずは正しく使い、経年劣化にも注意

事故を防止するため、まずは使用する前に製品の取扱説明書をよく読み、正しい使い方を心掛けることが大切です。そのほか、使用にあたっては次の点にも注意してください。

①照明器具を長期使用すると、部品が経年劣化し、破損、発煙、発火する場合があります。次のような症状がある場合は、使用を中止し、購入店または製造者の修理窓口にご相談してください。

- ・点滅したり、急に消えたりする。
- ・異常な音がする。
- ・焦げくさいにおいがする。

②器具やランプを布や紙などで覆ったり、近くに可燃物を置かないでください。熱による発煙、発火する恐れがあります。

③ランプなど部品を取り換える時は、取扱説明書をよく確認して適切な部品を正しく取り付けてください。

もし、事故が起きた場合は事故品や取扱説明書、記録などを持って、最寄りの消費生活センターに相談してください。あわせて、事故の原因となった製品の販売店や製造者等にも連絡しましょう。事故の再発防止や製品の改良につながることもあります。

どうしてもよく分からないときは、消費生活センターへご相談ください。

問い合わせは厚消費生活センター＝0749(23)0999へ。

安全生活

架空請求の解決依頼

携帯電話に利用した覚えのないサイト利用料を請求するメールが届き、驚いてネットで消費生活センターを検索し、見つけたサイトの業者に電話して相談したところ「依頼を受けたら相手方と話し合い解決する」と言われたので解決を依頼した。業者からアクセスで契約書を受け取り「依頼料は10万8000円」と言われ、高額なのでちゅちゅよしていたが「解決しないと裁判になる」など言われて怖くなり契約した。料金を振り込むことを約束したが、その後、架空請求の2次被害について知った。解約したいが契約書には解約料の記載がある。支払い義務があるか。(60代・男性)

インターネットで「消費生活センター」と検索すると、公的な消費生活センターと誤認させるような名前探偵業者や調査会社が上位に挙がっていることがあり、このよ



ネット広告や説明注意を

うな業者と契約したトラブルになったという2次被害の相談が多く寄せられています。

この業者は企業調査を行う探偵業者でしたが、消費者は企業調査という認識はなく、業者が解決交渉してくれると思い込んでいました。

探偵業者がトラブル解決のために報酬を得て解決交渉などを行うことは、弁護士法に違反している可能性があります。また、公的機関である消費生活センターが解決費用を請求するとはありません。

今回は消費者が探偵業者のホームページを見て電話をかけて契約しているため通信販売にあたり、特定商取引法上のクーリングオフの適用はありません。そのため、業者から契約書に基づき解約料の支払いを請求されることがあります。この場合、前述の問題点を伝え交渉することになります。

すぐに解決できると思わせる広告や説明を十分にしないよう十分注意してください。

「困ったな」「変だな」と思ったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

問い合わせは消費生活センター＝0749(23)0999へ。



ポイントカードにクレジット機能



スーパーで発行しているポイントカードにクレジット機能を付けようと思うが、気をつけることがあれば教えてほしい。
(50代・女性)

ポイントカードにクレジット機能を付けることで、特典を付与したり、ポイントをためやすいている企業が増えており、切り替えるを検討されている人は多いと思います。

クレジット会社はクレジット会社の審査が

支払いや管理 十分注意を

遭れば発行され、支払い方法には、翌月一括払い、ボーナス一括払いのほか、分割払い、リボ払いがあります。

リボ払いとは、月々の支払額を一定に定めておき、リボ払い利用可能枠の範囲でカードを利用する方式です。家計管理がしやすい等の利点はありますが、支払残高に応じた手数料が発生しますし、年率も決して低くはありません。支払残高や利用状況をきちんと確認しておく必要があります。

所有する上での注意点ですが、カードを人に貸しはけません。家族や知人であっても貸しはけません。紛失や盗難にもった場合、カード発行会社へ連絡すればすぐに利用が停止され、万一不正に使われていても損害を補填する制度が

あります。しかし、カードを貸していたり、管理を怠っていた場合には、対象外となっていることがほとんどです。

また、ネットショッピングでクレジットカード払いにするためにクレジットカード番号を登録した場合、パソコンの管理も怠ってはけません。消費生活相談窓口には、子どもがスマホでオンラインゲームのアイテムを買った高額請求を受けたという相談が時折寄せられます。カードを貸したつもりはなくても、パスワードを入力するだけで、ゲームでカードの利用ができてしまうからです。カードや暗証番号の管理は、もちろんのこと、パスワードの管理も十分気をつけてください。

問い合わせは厚狭消費生活センター＝0749(23)0999＝へ。

全知

2017年(平成29年)1月5日(木曜日)

21 読者総合

スマホゲームの料金請求



小学生の孫が遊びに来た時に、ゲームは無料といつので、スマホを買った。その後、クレジットカードの請求書が届き、30万円を超える心当たりのない請求が見つかった。カード会社に問い合わせると「ゲームで使われたものではないか」と言われた。利用日付を確認すると、孫が来ていた日だった。孫に聞いてみると、「わからなかったけど、アイテムを買えた」と言う。「無料のゲーム」と言っていたのにお金がかかるものなのか。クレジットカードで30万円分も使うことを許した覚えはない。私をわなければならぬか。

(70代・男性)

この相談は、自分のスマホを孫に使わせたり、勝手にクレジットカード決済をしまい、高額請求を喰わたりしたものでした。多くのオンラインゲームは、入り口は無料になっているもの

カード情報管理徹底を

の、ステージをクリアしたり強い敵を倒したくなった場合に、武器やアイテムを買ったことかできません。購入方法は、あらかじめ1万円分といったゲームで使えるコインなどをクレジットカードで買いい、必要になった時にコインを武器やアイテムに換えることができます。

今回のトラブルは、もともと相談者自身がスマホでクレジットカード決済のために入力したカード番号が有効になっていたことから、番号を知らない孫でもコインが繰り返し購入できたものでした。今回の相談では、孫の両親から「未成年者契約の取り消し」をゲーム会社に申し出るようアドバイスした結果、全額を取り消すことができました。

オンラインゲームの料金体系や決済方法はさまざまで、また複雑です。周囲の大人もオンラインゲームの仕組みを理解し、ゲームの遊び方やルールを子どもと決めておかれるとよいでしょう。また、クレジットカード情報を入力したまま保存しないなど、カードやカード番号の管理に十分注意されるようにしましょう。

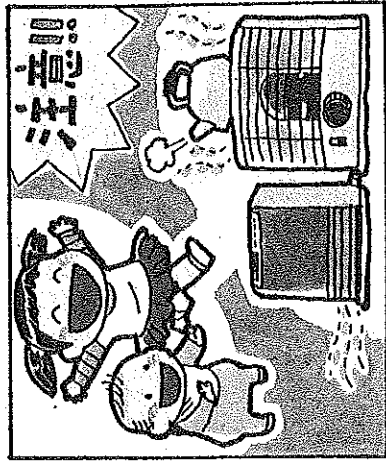
「困ったな」「おかしいな」と思った場合は、消費生活センター(0749(23)0999)にご相談ください。

暖房器具による子どもの事故

消費者庁は、暖房器具による歳以下の子ども事故情報が多数寄せられており、その約7割がやけどでした。特に事故情報が多かったストーブやヒーターについて、事故を防ぐための注意点をお知らせします。

【事故事例】

- ① 美家の石油ストーブにつかまり立ちをし、深くやけどを負い、手術のために入院した。
- ② 祖母宅で椅子から降りる際に、そばにあったストーブに手をついてしまった。指と指の間に水ぶくれができた。
- ③ ストーブのやかんをひっくり返し、左上腕、肩、背中および首にやけどを負った。
- ④ リンタで子どもを布団に寝かせていたら、人感センサー機能(人を感知して自動的に運転・



近づけず思わぬ動きにも注意

停止する機能)付きのヒーターが作動し、温風が出て子どもの頭部にやけどを負った。

【事故を防ぐための注意点】

- ① ストーブやヒーターなど床に置くタイプの暖房器具を使用する場合には、安全柵などで囲み、背隙から子どもを近づけないようにしよう。
- ② ストーブやヒーターを置く場所は、椅子やソファに近すぎないようにしよう。
- ③ 子どもは湯気や音に興味を示すことがあります。ストーブの上にやかんや鍋を置くのはやめましょう。
- ④ まだ動かないから大丈夫だと思っても子どもは思わぬ動きをする場合があります。小さな子どもがいる家庭で人感センサー付きのストーブやヒーターを使用する場合には、人感センサー機能を切り、運転を止める際には、本体の電源がオフになっていることを必ず確認しましょう。

子どもが事故に遭わないように注意して暖房器具を使用しましょう。
問い合わせは厚労省生活センター＝0749(23)0999＝へ。

めいじろ

ネット通販の商品が届かない



小学校に入学する子どもランドセルを、インターネットで探したら、欲しかった有名ランドセルを、定価の4割引きで販売しているショップを見つけた。入金確認後2週間も届くどおたので、すぐに申し込み、代金の5万円を指定された銀行の個人名義口座に振り込んだ。ところが2週間を過ぎてもランドセルは届

かず、メールで催促しても返事がなく、電話番号や住所はどこにも書かれていない。不審に思い、ショップ名でネット検索したら、詐欺ショップとの書き込みが多数見つかった。(40代・女性)

ネット通販に関する相談が増え、ほかにも届いた商品が「傷物だった」「偽ブランド品だった」などの相談があります。事例のよほど、ショップとの連絡方法がない場合は、詐欺的ショップの可能性が高く、被害回復が非常に困難になります。

何かあったときにショップに連絡できるように、ネット通販業者には法律に基づき、事業者名、所在地、電話番号等を表示することが義務付けられています。ですから表示の有無の事前確認

が大切で、表示がないショップは法律違反のショップといえるでしょう。

さらに、ネット通販ではクーリングオフ制度はありませんので、契約解除はできません。ただし返品制度がありますが、返品を認めるかどうかは各ショップの自由裁量なので、注文する前に広告や説明をよく読み、返品できるショップかどうか、確認しなければなりません。もし、返品についての記載が全くない場合は、商品受け取り後8日間は、返送料を負担すれば返品できます。

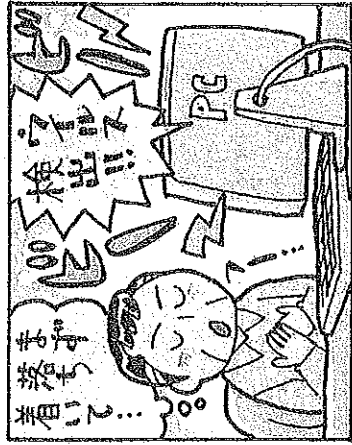
「困ったな」「おかしいな」と思ったときは、厚消費生活センター10749(23)0999へ、または消費者ホットライン188に相談ください。

事業者名などの表示確認が大切

パソコンの「ウイルス感染」表示

パソコンで動画サイトを
 を見ていたら、突然警告
 音が鳴り出し「ウイルス
 が検出されました。サポ
 ートセンターに連絡く
 ださい」と表示された。
 音が鳴りやまないので慌
 てて電話をする。遠隔
 操作でウイルスを削除す
 ると言う。指示通りにパ
 ソコンを操作して遠隔操
 作が行われた後に警告音
 が消えた。そして、さら
 にウイルス対策ソフトの
 購入を勧められたのでク
 レジットカード番号を教
 えてダウンロードした。
 購入後に送られてきたメ
 ールを確認すると、契約
 先はパソコンメーカーや
 OS(基本ソフト)とは
 無関係の会社であり、不
 審だ。(60代・男性)

パソコンでウェブサイ
 トの閲覧中に「ウイルス
 に感染した」という



ソフト購入仕向ける広告の可能性も

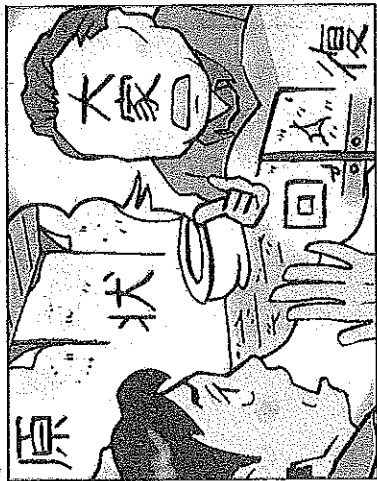
ページが現れ、警告音が
 鳴っても、実際はウイル
 ス感染ではなく、画面上
 の電話番号に連絡する
 ように仕向ける広告表示
 の可能性があります。
 警告音が鳴りやまず、
 ブラウザーを終了させる
 してもきまないケースも
 ありますが、表示された
 電話番号にすぐに連絡す
 るのは控えましょう。ま
 ずは落ち着いて、お使い
 のパソコンメーカーやイ
 ンターネットサービスプ
 ロバイダーに確認するこ
 良いでしょう。パソコン
 の設定を操作することで
 音や画面を消すことがで
 きます。

ソフトを購入してしま
 った場合でも、販売会社
 によっては一定のキャン
 セル期間を設けているこ
 とがあります。しかし、
 販売は海外の会社が行っ
 ていることが多く、購入
 時は日本語表記のサイト
 でも、キャンセル時は英
 語での申し出が必要にな
 り、電話やメールでスム
 ーズに手続きが進まない
 こともあります。どうす
 ればよいか分からないこ
 きは、消費生活センター
 へ相談ください。

問い合わせは消費生活
 活センター＝0749
 (23)0999へ。

カテゴリー

賃貸住宅の「原状回復義務」



賃貸マンションに先月未まで12年間入居していた。家賃は10万円、入居時に家賃3カ月分を敷金として払った。退去にあたり、原状回復費用としてハウスクリーニング代6万円と3LDK全室のクロス張りの替え代、トイレの床、浴室、網戸などの取り替え費用23万円を請求され、敷金返還分から清算して返金1万円と通知が届いた。一部の子どもが壁に落書きした分はこちらの負担と理解できるが、全室張りの替

「新品同様に戻す」ではない

え費用を持たなくてはならないのか。契約書には退去時の費用負担特約の記述はない。
(40代・男性)

新年度が近づき、就職や転職などで今までの賃貸住宅を退去して新生活を始める方も多いと思いますが、この時期、賃貸住宅の「原状回復義務」に関する相談が多く寄せられます。国土交通省が公表している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、原状回復とは、借り手の通常の使用方法を超える使用方によって生じた損耗や毀損を回復することをいい、新品同様に戻すことではないとしています。また、落書きによる汚れは借り手の負担となりますが、修繕は1平方メートルが望ましく、多くても汚れた箇所を含む一面までの負担としています。クロスは6年で残存価値が1円になるとされていますので、12年間入居していた

間に一度も張りの替えができていなければ経年による劣化も考慮されます。負担割合については貸主と話し合ってみよう。

また、ハウスクリーニングは、通常の清掃を行ってこれば借り手が負担をする必要はなく、専門業者によるクリーニング実施は、次の入居者確保のためのものと考えられるので貸主の負担とするのが妥当としています。

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」は法律ではないので強制力はありませんが、話し合いの際に参考にしてください。なお、契約書に特約として借り手負担の記述があり、きちんと説明を受けて合意していれば、消費者である賃借人の利益を一方的に害する内容でない限り有効となりますので、契約時には注意しましょう。

問い合わせは原簿貸主センター＝0749(23)0999＝へ。

新生活の消費者トラブル



新生活がはじまる春。新しい環境での生活には、思わぬ消費者トラブルが潜んでいることも。あらかじめトラブルの対処法を知っておくとよいでしょう。

【訪問販売】

大学進学のため、アパートで一人暮らしをはじめた。ある日、業者が「管理会社から依頼されて、アパート全室に浄水器を設置することになった」と訪ねてきた。代金

不要ならきっぱり断る

も不要と言われたので、出された同意書に疑いなくサインをした。しかし工事翌日、業者から浄水器代20万円を請求された。

【マルチ商法】

転職後、新しい勤務先の先輩から「いい副業がある」と、A社のダイエット食品の販売ビジネスに誘われた。

ビジネスを始めるには、A社への会員登録料と販売用商品代とで30万円かかるという。

先輩に「販売した商品代の8割は収入になるし、新規会員を紹介したらボーナスももらえる。必ずもつかる」と迫られ、職場での人間関係が悪くなることを恐れて契約してしまった。

【対処法】

契約は、口頭上でも成立します。不要な場合はきっぱりと断りましょう。

契約後でも、業者の勧誘にこそ強引な行爲があった場合や、親の同意なく未成年者が契約した場合は、契約を取り消すことができます。

また、上記の商法は、いずれもクーリングオフ制度の対象となります。契約書面受領後、訪問販売では8日間、マルチ商法では20日間の期間内であればクーリングオフ(無条件の解約)が可能です。クーリングオフは他にも電話勧誘販売など法律で決められた特定の取引に適用されません。

もしトラブルに巻き込まれても、慌てずに消費生活センターにお問い合わせください。消費生活センター＝0749(23)0999、または局番なしの「188(いやや)」で全国どこでも最寄りの消費生活センターにつながります。

くらし

4 しらしがメール配信状況

しらしがメールによる消費者啓発

配信日	タイトル	頁
4月27日	熊本地震に便乗した不審な電話や訪問に注意	58
5月31日	くらしの情報セミナーのご案内①	58
6月3日	ネットビジネススクールのマルチにご注意	58
6月5日	くらしの情報セミナーのご案内①	59
6月14日	くらしの情報セミナーのご案内①	59
7月14日	親子くらしの体験セミナー 参加者募集！	59
7月20日	平成27年度の消費生活相談状況	60
7月21日	平成27年度の消費生活相談状況	60
8月5日	夏休み 親子で学ぼう！消費生活講座を開催	60
8月25日	通販サイト会員料金 知らぬ間に引き落とし	61
9月5日	県内で相談急増！保険金で屋根修理？	61
9月12日	9/19（月・祝日）消費生活フェスタ開催	61
9月28日	カニを送ると電話がかかってきた！	62
10月17日	相談相次ぐ！インターネット利用の副業	62
10月20日	健康食品の”虚偽誇大”表示例	62
10月25日	「無料イラスト」のつもりが、料金請求！	63
11月2日	パソコン使用中に突然警告音 詐欺の可能性	63
11月7日	くらしの情報セミナーのご案内②	63
11月11日	屋根修理の「次々販売」に注意！	64
11月16日	福島の酪農の今を聞いてみませんか。	64
11月21日	個人情報削除 消費生活センターかたる電話	64
11月25日	12月から洗濯表示が変わります	65
12月8日	電動アシスト自転車 充電コードが発火！	65
12月20日	買物シーズン ネット通販トラブルに御注意	65
12月27日	サイト料金トラブルの「無料相談」？	66
1月11日	「ネット広告110番」の開設	66

1月18日	絶対あかん！ スマホを売却するバイト	66
1月20日	消費者講座の御案内	67
1月25日	国民生活センター 水素水のテスト結果公表	67
2月3日	安全に入浴するための注意点	67
2月8日	消費者講座の御案内	68
2月13日	くらしのかわら版第46号を発行しました	68
2月17日	子供の歯磨き中の喉突き事故などに注意！	68
2月23日	ヘアドライヤーの取り扱いに注意	69
3月6日	「ネット広告110番」実施結果	69
3月8日	「偽DMM」、「偽ヤフー」に注意！	69
3月10日	美容液のマルチ商法 若い男性の相談相次ぐ	70
3月14日	オンライン旅行予約のトラブルに注意！	70
3月22日	食品による子供の窒息事故に御注意！	70
3月27日	学習教材の訪問販売 県、業者に行政処分！	71

しらがメールの配信

配信日	平成28年4月27日
タイトル	熊本地震に便乗した不審な電話や訪問に注意
本文	<p>平成28年熊本地震に関連して、「寄付金を求める不審な電話があった」という相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。熊本地震に便乗した不審な電話や訪問にご注意ください。</p> <p>【アドバイス】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。万が一、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。 2. 公的機関が、各家庭に電話等で義援金を求めることは考えられません。公的機関から連絡があった場合には、まずは当該機関に確認しましょう。 3. 義援金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。義援金を口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。 4. 少しでも不安を感じたら、すぐに最寄りの消費生活センター等(電話番号「188」番)にご相談ください。また、被害にあった時は、警察署に相談してください。 <p>[滋賀県消費生活センター:0749-23-0999]</p>

配信日	平成28年5月31日
タイトル	くらしの情報セミナーのご案内
本文	<p>日本銀行ではマイナス金利施策が導入されました。預金や住宅ローンなど私たちのくらしに影響が広がっています。</p> <p>そもそも「金利」とは何でしょうか。「金融のしくみ」はどのようになっているのでしょうか。</p> <p>暮らしにおけるマイナス金利の影響についてなど、生活に役立つ経済の知識について学びます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日時:平成28年7月5日(火)午後1時30分～午後3時 ●会場:滋賀県消費生活センター研修室 (滋賀県彦根市元町4-1、JR彦根駅 徒歩5分) ●テーマ:大人のための経済学の基礎～金融の基本を知る～ ●講師:滋賀県金融広報委員会アドバイザー 丸山 高信 氏 ●定員:60名(先着順) ●受講料:無料 ●問い合わせ・参加申込:滋賀県消費生活センター 電話0749-27-2234 <p>詳細はホームページをご覧ください。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/</p>

配信日	平成28年6月3日
タイトル	ネットビジネススクールのマルチにご注意！
本文	<p>大学生から「先輩から、稼ぎ方を教えてくれるところがあるので聞いてみないかと誘われ、喫茶店で男性から説明を受けた。入学金、月謝を払ってビジネススクールの会員になり、スクールを紹介し、仲間を増やしたら一人につき1万円の収入になる。費用は全額払えないと言うと学生ローンで借りたらいよいよと言われ、借金して会員になった。セミナーに数回参加したが稼げるとは思えないので解約したい。」という相談が滋賀県消費生活センターに入りました。</p> <p>全国的に大学生等の若者をターゲットにしたマルチ商法とみられる被害が多発しています。友人や先輩など親しい人から「もうかる話がある。」などと勧誘されても、安易に契約するのはやめましょう。</p> <p>「困ったな」「変だな」と思ったら一人で悩まず、すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。 滋賀県消費生活センター:0749-23-0999 消費者ホットライン:「188(いやや)」お近くの相談窓口につながります。</p>

しらしがメールの配信

配信日	平成28年6月7日
タイトル	くらしの情報セミナーのご案内
本文	<p>日本銀行ではマイナス金利施策が導入されました。預金や住宅ローンなど私たちのくらしに影響が広がっています。</p> <p>そもそも「金利」とは何でしょうか。「金融のしくみ」はどのようになっているのでしょうか。</p> <p>暮らしにおけるマイナス金利の影響についてなど、生活に役立つ経済の知識について学びます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日時:平成28年7月5日(火)午後1時30分～午後3時 ●会場:滋賀県消費生活センター研修室 (滋賀県彦根市元町4-1、JR彦根駅 徒歩5分) ●テーマ:大人のための経済学の基礎～金融の基本を知る～ ●講師:滋賀県金融広報委員会アドバイザー 丸山 高信 氏 ●定員:60名(先着順) ●受講料:無料 ●問い合わせ・参加申込:滋賀県消費生活センター 電話0749-27-2234 <p>詳細はホームページをご覧ください。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/</p>

配信日	平成28年6月14日
タイトル	くらしの情報セミナーのご案内
本文	<p>日本銀行ではマイナス金利施策が導入されました。預金や住宅ローンなど私たちのくらしに影響が広がっています。</p> <p>そもそも「金利」とは何でしょうか。「金融のしくみ」はどのようになっているのでしょうか。</p> <p>暮らしにおけるマイナス金利の影響についてなど、生活に役立つ経済の知識について学びます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日時:平成28年7月5日(火)午後1時30分～午後3時 ●会場:滋賀県消費生活センター研修室 (滋賀県彦根市元町4-1、JR彦根駅 徒歩5分) ●テーマ:大人のための経済学の基礎～金融の基本を知る～ ●講師:滋賀県金融広報委員会アドバイザー 丸山 高信 氏 ●定員:60名(先着順) ●受講料:無料 ●問い合わせ・参加申込:滋賀県消費生活センター 電話0749-27-2234 <p>詳細はホームページをご覧ください。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/</p>

配信日	平成28年7月14日
タイトル	親子くらしの体験セミナー 参加者募集!
本文	<p>「飲物の糖分をはかってみよう!」&「消費生活講座」を開催します。</p> <p>糖度計でジュースの糖度をはかったり、容器1本あたりの糖分の量を計算した後、糖分摂取で気を付けたいことや、子どもの消費者トラブル防止についてお話します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日時:平成28年7月26日(火)13時30分～15時30分 ●会場:滋賀県消費生活センター 3階研修室 (滋賀県彦根市元町4-1、JR彦根駅 徒歩5分) ●定員:親子15組(30名)(先着順) ・滋賀県内の小学校4・5・6年生とその保護者 ●参加料:無料 ●問い合わせ・参加申込:滋賀県消費生活センター 電話0749-27-2234 <p>詳細はホームページをご覧ください。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/</p>

しらしがメールの配信

配信日	平成28年7月20日
タイトル	平成27年度の消費生活相談状況
本文	<p>滋賀県内の消費生活相談窓口で平成27年度に受け付けた消費生活相談の概要を取りまとめました。</p> <p>○平成27年度消費生活相談の件数と特徴</p> <p>[件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県内の消費生活相談件数は13,337件で、平成25年度以降は横ばい <p>[特徴]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アダルト情報サイト料金等の不当請求に関する相談は1,855件、全体の約14% ・高齢者(65歳以上)の相談件数は全体の約3割を占め、高止まりで推移 ・若年層のマルチ取引 2年連続で増加 ・インターネット通信サービスに関する相談が急増 <p>○詳細はホームページをご覧ください。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/</p> <ul style="list-style-type: none"> ●問い合わせ先:滋賀県消費生活センター 電話0749-27-2234 ●消費生活に関するご相談は局番なしの電話「188」へおかけください。

配信日	平成28年7月21日
タイトル	平成27年度の消費生活相談状況
本文	<p>滋賀県内の消費生活相談窓口で平成27年度に受け付けた消費生活相談の概要を取りまとめました。</p> <p>○平成27年度消費生活相談の件数と特徴</p> <p>[件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県内の消費生活相談件数は13,337件で、平成25年度以降は横ばい <p>[特徴]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アダルト情報サイト料金等の不当請求に関する相談は1,855件、全体の約14% ・高齢者(65歳以上)の相談件数は全体の約3割を占め、高止まりで推移 ・若年層のマルチ取引 2年連続で増加 ・インターネット通信サービスに関する相談が急増 <p>○詳細はホームページをご覧ください。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/gaiyo/files/20160713.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ●問い合わせ先:滋賀県消費生活センター 電話0749-27-2234 ●消費生活に関するご相談は局番なしの電話「188」へおかけください。

配信日	平成28年8月5日
タイトル	夏休み 親子で学ぼう！消費生活講座を開催
本文	<p>滋賀県消費生活センターでは、高島市消費生活センターと共催により、「夏休み親子で学ぼう！消費生活講座」を開催します。</p> <p>お金のことや食べ物のことなど消費生活について、クイズや簡単な実験などを通して親子で楽しみながら学べるイベントです。</p> <p>夏休みの自由研究のヒントが見つかるかもしれません。ぜひ、ご参加ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●詳細は次を御覧ください。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/kensei/files/chirashi.pdf ●問い合わせ先:滋賀県消費生活センター 電話0749-27-2234

しらしがメールの配信

配信日	平成28年8月25日
タイトル	通販サイト会員料金 知らぬ間に引き落とし
本文	<p>ネット通販サイトの会員料金に関して、次のような相談が急増しています。</p> <p>あるネット通販サイトで商品を購入しクレジットカード払いにした。半年後、カード利用明細を確認した際、通販サイトから毎月500円が引き落とされていることに気づいた。通販サイトに問い合わせると、「有料会員になる」の横のチェックボックスに最初からチェックが入っていて、有料会員になりたくなければチェックをはずす画面になっていたという。すぐに解約したいと伝え、これまで支払った料金全額の返金を求めたが、今月分しか返金できないと言われた。</p> <p>こうしたトラブルにあわないよう、ネット通販で商品注文する場合は、不要な有料サービスにチェックが入っていないか、注文確認画面をしっかりと確認しましょう。また、注文後に通販サイトから届く確認メールにもしっかりと目を通しましょう。</p> <p>ご相談は、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

配信日	平成28年9月5日
タイトル	県内で相談急増！ 保険金で屋根修理？
本文	<p>最近、次のような相談が滋賀県内で急増しています。</p> <p>自宅を訪問した事業者から、「台風等自然災害で破損した屋根を保険金で修理しないか。保険会社への申請は当方が代行する。保険金を使うので無料で修理できる」と言われたが、信用できるか。</p> <p>こうした事業者との契約は、契約書に修理の内容や金額が具体的に記載されておらず、適正に修理されるか疑わしいです。契約後に解約を申し出ると、高額な解約料を請求される可能性もあります。屋根の破損原因が経年劣化であった場合は、消費者が保険会社から詐欺に問われるおそれもあります。</p> <p>事業者の説明をうのみにせず、複数の修理業者から見積りをとって慎重に契約しましょう。保険会社には、自分で直接相談しましょう。契約してしまった場合でも、訪問販売にはクーリング・オフ制度があります。すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。</p> <p>ご相談は、県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

配信日	平成28年9月12日
タイトル	9/19(月・祝日)消費生活フェスタ開催します
本文	<p>「見て・学んで・楽しんで かしこい消費者になろう！」を合言葉に、消費者問題に関する知識と関心を深めていただくことを目的として、「消費生活フェスタ」を開催します。</p> <p>滋賀レイクスターズチアスクールのダンス、ご当地キャラ大集合、県警音楽隊の演奏、消費生活啓発パネル展示、詐欺撃退電話機案内、地球温暖化防止の環境学習実験など、盛りだくさんの内容で皆さまをお待ちしております！</p> <p>[開催日時] 平成28年9月19日(月・祝日)13:30～15:30 [開催場所] ビバシティ彦根 センタープラザほか (JR南彦根駅 徒歩3分) [参加費用] 無料 詳しくは消費生活センターのホームページをご覧ください。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/</p>

しらしがメールの配信

配信日	平成28年9月28日
タイトル	カニを送ると電話がかかってきた！
本文	<p>最近、滋賀県内で次のような相談が入っています。 「産地直送のいいカニがある。今なら鮭をサービスする」と電話がかかってきた。あいまいな返事をしていると、「〇月〇日に発送予定。代金はカニと引換えて支払うように」と言われ、電話は切れた。業者の連絡先がわからず断ることができない。どうすればいいか。</p> <p>このような場合、はっきりとカニの購入を承諾していなければ、カニを受け取る必要はなく、代金の支払義務もありません。配達されたら、配達人に注文していないことを伝え、受取拒否をしましょう。その際、配達人の伝票に記載された発送元の業者名、住所、電話番号を控えておきましょう。万が一受け取ってしまった場合は、カニのような生鮮食品であってもクーリングオフが適用されません。すぐに最寄りの消費生活センター等にご相談ください。</p> <p>ご相談は、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

配信日	平成28年10月17日
タイトル	相談相次ぐ！ インターネット利用の副業
本文	<p>最近、次のような、インターネットを利用した副業(サイドビジネス)に関する相談が滋賀県内で相次いでいます。</p> <p>ある日、「簡単な作業で月に100万円を稼げるビジネス」と書かれたメールマガジンが届いた。「ビジネスに参加できるのは100名限定」とあったので急いで申し込んだ。ビジネスの内容は、事業者から商品を仕入れ、サイト上で商品を広告・販売して利益を得るというものだった。まずは商品を購入する必要があると言われ、代金15万円を支払った。しかし、その後送付された契約書や利用規約を読むと、「利益を保証するものではない」と書かれてあった。本当にお金を稼げるか不安になったので解約したい。</p> <p>簡単にお金を稼げるという話を信じてはいけません。高額な費用が必要になる場合もあります。契約する前にビジネスの仕組みについて十分確認しましょう。</p> <p>ご相談は、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

配信日	平成28年10月20日
タイトル	健康食品の“虚偽誇大”表示例
本文	<p>消費者庁は今年6月、健康食品の次のような表示や広告は、虚偽誇大表示等に当たるおそれがあると発表しました。十分注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「この商品を飲めば、医者に行かなくとも動脈硬化を改善！」 ・「薬に頼らずに、糖尿病や高血圧を改善したい方にオススメです」 ・「寝る前に飲むだけで、何もしなくても、勝手に痩せていきます」 ・「最高のダイエットサプリメント！絶対やせられる〇〇〇サプリ！」 ・「今月末までの限定キャンペーン！ 定期購入の初回分を無料で提供します！」と表示しているにもかかわらず、当該月末経過後も同様のキャンペーンを継続している場合 <p>詳しくは、次のURLを御参照ください。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_8.pdf</p> <p>ご相談は、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

しらしがメールの配信

配信日	平成28年10月25日
タイトル	「無料イラスト」のつもりが、料金請求！
本文	<p>「無料イラスト」をダウンロードしたつもりが料金の請求。著作物の使用には気をつけて。</p> <p>ホームページやパンフレットにイラストを掲載するのに、インターネットで「無料イラスト」と検索してダウンロードしたものを使用したことはありませんか。利用条件のあるものを無断で使用すると、著作権を管理する会社等からイラストの使用料や著作権侵害による損害賠償金等の請求を受けることがあります。</p> <p>使用する時は著作権者が定める「利用規約」を必ず読み、画像の使用許可が必要か、使用料が発生するものか等を確認しましょう。</p> <p>著作権については、下記の文化庁ホームページを御参照ください。</p> <p>著作権…文化庁 http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/</p>

配信日	平成28年11月2日
タイトル	パソコン使用中に突然警告音 詐欺の可能性
本文	<p>最近、次のような相談が相次いでいます。</p> <p>パソコン使用中に突然警告音が鳴り、パソコンが動かなくなった。表示されたサポート先に電話すると、外国人のようなオペレーターが出て不審に思ったが、復旧を依頼した。氏名、住所、電話番号を伝え、クレジットカードで決済した。遠隔操作で何かソフトもダウンロードされたようだ。パソコンは復旧したが、不安になり知人に相談すると、詐欺ではないかと言う。解約したいがどうすればいいか。</p> <p>パソコン使用中に突然現れる警告表示や警告音は、本物とは限らず、不安をあおってソフト購入を誘導する「広告」の可能性があります。信頼できるかわからない場合は、クリックしないようにしましょう。詐欺の可能性もありますので、誤ってクリックしてしまった場合は警察に相談してください。</p> <p>ご相談は、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

配信日	平成28年11月7日
タイトル	くらしの情報セミナーのご案内
本文	<p>東日本大震災および原子力発電所の事故は、多くの酪農家の避難休業をはじめ、原発事故の影響で、福島県産生乳から国が定めた暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことにより、生乳の出荷制限指示がでるなど、酪農経営に大きな打撃となりました。</p> <p>酪農の復興支援に取り組んでこられた、酪農家、元酪農業協同組合組合長の視点から福島の今をお伝えします。ぜひ、御参加ください。</p> <p>●日時：平成28年11月24日(木)午後2時～午後4時 ●会場：滋賀県消費生活センター研修室 (滋賀県彦根市元町4-1、JR彦根駅 徒歩5分) ●テーマ：震災から五年、ふくしまの今を語る人 ●講師：酪農家 但野 忠義 氏 ●定員：60名(先着順) ●受講料：無料 ●参加申込・問い合わせ：滋賀県消費生活センター 電話0749-27-2234 詳細はホームページをご覧ください。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/</p>

しらしがメールの配信

配信日	平成28年11月11日
タイトル	屋根修理の「次々販売」に注意！
本文	<p>最近、次のような相談が県内で相次いでいます。</p> <p>一人暮らしの80歳代の母が、訪問販売の業者と外壁の塗装工事を20万円で契約した。工事中に「小屋の屋根もはがれている」と言われ屋根修理の契約も追加した。その後さらに、「母屋の瓦から雨もりの可能性がある」と言われ、瓦の補修も契約した。計算すると、工事の総額は250万円以上になっていた。契約書面は大雑把で、母にはこれ以上契約しないよう注意していたが、その後も業者から勧誘を受けているようだ。どうしたらいいか。</p> <p>一人の消費者に次から次へと契約をさせる販売方法は、「次々販売」や「次々商法」と呼ばれています。業者の話をうのみにせず、工事が本当に必要か十分検討するようにしましょう。契約してしまっても、訪問販売であればクーリング・オフが適用されます。すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。</p> <p>ご相談は、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

配信日	平成28年11月16日
タイトル	福島の酪農の今を聞いてみませんか。
本文	<p>東日本大震災から5年がたちました。福島県では震災と原発事故からの復興・再生に向けて様々な取り組みが進められています。第2回くらしの情報セミナーでは、安心・安全な乳製品の出荷に取り組んでおられる酪農家、但野さんから被災地の今が語られます。</p> <p>福島県産乳飲料の試飲等もしていただけます。</p> <p>ぜひ、御参加ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日時：平成28年11月24日(木)午後2時～午後4時 ●会場：滋賀県消費生活センター研修室 (滋賀県彦根市元町4-1、JR彦根駅 徒歩5分) ●テーマ：震災から五年、ふくしまの今を語る人 ●講師：酪農家 但野 忠義 氏 ●定員：60名(先着順) ●受講料：無料 ●参加申込・問い合わせ：滋賀県消費生活センター 電話0749-27-2234 <p>詳細はホームページをご覧ください。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/gakushu/seminar/files/tirasi20161124.pdf</p>

配信日	平成28年11月21日
タイトル	個人情報削除 消費生活センターかたる電話
本文	<p>最近、消費者庁や消費生活センターを名乗る人物から電話があり、「個人情報が出たので削除します」と言われたという相談が、県内で相次いで入っています。</p> <p>消費者庁や消費生活センターなどの公的機関が「個人情報を削除します」などと言って電話をかけることは絶対にありません。相手にせず、すぐに電話を切ってください。</p> <p>話を聞いてしまうと、さまざまな理由をつけてお金を要求してくる可能性があります。要求されても絶対に支払ってはいけません。</p> <p>ご相談は、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

しらがメールの配信

配信日	平成28年11月25日
タイトル	12月から洗濯表示が変わります
本文	<p>今年12月から衣類等の洗濯表示が変わります。</p> <p>新しい表示では、記号の種類が22種類から41種類に増え、衣類等の取扱いに関する情報がよりきめ細かく提供されます。新しい洗濯表示を理解して、衣類等の購入や洗濯の際に上手に活用しましょう。</p> <p>新しい洗濯表示は、次の消費者庁のホームページ「新しい洗濯表示」で確認できます。そのページには、クイズ形式の「洗濯表示すごろく」も掲載されていますので、一度チャレンジしてみてください。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html</p> <p>また、滋賀県消費生活センターでも新しい洗濯表示に関するDVDを貸し出していますので、ぜひご利用ください。</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

配信日	平成28年12月8日
タイトル	電動アシスト自転車 充電コードが発火！
本文	<p>先月、県内で「電動アシスト自転車のバッテリーを充電していたら発煙した」という相談が複数入りました。全国でも同様の相談が入っており、国民生活センターが商品テストを実施したところ、充電コードが発火する場合があったとのことです。</p> <p>電動アシスト自転車の不具合に関する情報は、次の「消費者庁リコール情報サイト」の「重要なお知らせ」ページで確認できます。まずは、お持ちの自転車の型式について確認してください。</p> <p>http://www.recall.go.jp/article/detail.php?rcl=00000013081</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

配信日	平成28年12月20日
タイトル	買物シーズン ネット通販トラブルに御注意
本文	<p>各社で一斉に歳末セールが行われるこの時期、インターネット通販で商品を購入される方も多いと思います。</p> <p>しかし、インターネット通販は、購入前に実物を見たり手にとることができないため、「イメージと違う」、「サイズが合わない」などのトラブルになることがあります。また、画面に表示された注意書きをよく読まずに注文してしまい、「返品も交換もできなかった」、「お試しのつもりが定期購入になっていた」といったトラブルもあります。</p> <p>通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。返品は個別に定められた返品ルールに従ったうえで可能となりますが、「返品不可」の表示がある場合は、基本的に返品はできません。面倒でも契約の詳細や返品ルールについて、しっかり確認してから申し込むようにしましょう。また、偽ブランド品や偽のショッピングサイトにも注意してください。</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

しらしがメールの配信

配信日	平成28年12月27日
タイトル	サイト料金トラブルの「無料相談」?
本文	<p>全国で次のような相談が増えています。</p> <p>アダルトサイトにつながり、1回クリックしただけで「登録完了」と表示され、高額な登録料金を請求された。ネット検索し無料相談をうたう窓口に電話したところ、無視すると裁判になると言われたため、費用5万円で解決を依頼した。信用できるか。</p> <p>ネット上でサイト料金トラブルの無料相談をうたう窓口は、実際には探偵業者や調査会社であることがよくあります。公的機関である消費生活センターが解決費用を請求することはありません。</p> <p>そもそも、事前に契約内容の確認画面の表示もなく「登録完了」と表示されたのであれば、アダルトサイト業者との契約は成立しておらず、登録料金の請求は無視すればよいだけです。</p> <p>年末年始は、全国の消費生活センターが相談受付を休止します。焦って、消費生活センターと誤認されるような探偵業者等に解決を依頼しないよう注意してください。</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

配信日	平成29年1月11日
タイトル	「ネット広告110番」の開設
本文	<p>近年インターネット広告に端を発した契約トラブル等の相談が増えています。消費者被害の回復や未然防止と、消費者意識の向上を図ることを目的として、不審なインターネット広告に関する相談窓口「ネット広告110番」を開設します。</p> <p>○受付期間：平成29年1月11日(水)～平成29年1月31日(火)[土日を含む] ○受付時間：午前9時15分～午後4時 ○受付電話：0749-23-0999(相談専用)</p> <p>詳細は、http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/sodan/20170111.html をご覧ください。 お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-27-2234(事務用)まで。</p>

配信日	平成29年1月18日
タイトル	絶対あかん！ スマホを売却するバイト
本文	<p>先週、大学生から、次のような相談が相次いで入りました！</p> <p>友人から携帯端末を売却するアルバイトを紹介され、複数台のスマートフォンとタブレットを新規購入して業者に売却した。しかし、何日たっても代金は振り込まれず、代表者のSNSを見てはじめて、業者が廃業していたことを知った。</p> <p>自分名義で購入した携帯端末を携帯電話会社に無断で譲渡することは、「携帯電話不正利用防止法」で禁止されています。また、携帯端末が犯罪に利用された場合、契約名義人が犯罪に協力したとして刑事責任を問われる恐れもあります。</p> <p>携帯端末を売却してお金にするという話は、絶対に信用しないでください！</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

しらがメールの配信

配信日	平成29年1月20日
タイトル	消費者講座の御案内
本文	<p>高齢化が進むなか、高齢者の消費者トラブルが急増しています。高齢者を取り巻く消費者トラブルの現状を知り、高齢者を地域で見守ることの大切さや地域のみなが取り組める「見守り」について考える講座を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●テーマ: 高齢者の消費者トラブルを防ぐため地域でできること ●講師: 京都産業大学法科大学院教授 高嶋英弘 氏 ●受講料: 無料 <p>○守山会場 ・日時: 平成29年2月2日(木)午後2時～午後4時 ・会場: 守山市生涯学習・教育支援センター「エルセンター」(守山市勝部三丁目9-1)</p> <p>○彦根会場 ・日時: 平成29年2月16日(木)午後2時～午後4時 ・会場: 滋賀県消費生活センター 3階研修室(彦根市元町4-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●問い合わせと参加申込: 滋賀県消費生活センター 電話0749-27-2234 <p>詳細はホームページをご覧ください。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/index.html</p>

配信日	平成29年1月25日
タイトル	国民生活センター 水素水のテスト結果公表
本文	<p>先月、国民生活センターは、水素水に対する商品テストの結果を公表しました。それによると、飲料用として販売されている容器入りの水素水と、家庭で生成器を使って生成する水素水の両方について、表示どおりの濃度になっていないものがあったとのことです。</p> <p>水素水の効能や効果に関する「病気の原因となる活性酸素を無害化する」、「花粉症やアトピーに効く」、「水素水でお米を洗うと農薬が除去できる」などの広告や宣伝は、健康増進法や景品表示法に違反するおそれがあります。</p> <p>水素水や水素水の生成器を購入する場合には、事業者の広告や宣伝をうのみにせず、よく検討するようにしましょう。</p> <p>国民生活センターによる商品テストの結果は、次のURLで確認できます。 http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20161215_2.pdf</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター: 0749-23-0999、または消費者ホットライン: 188まで。</p>

配信日	平成29年2月3日
タイトル	安全に入浴するための注意点
本文	<p>先週、消費者庁は、高齢者の入浴事故の防止について注意喚起情報を発表しました。安全に入浴するために、次の点に注意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。 2 湯温は41度以下、湯に漬かる時間は10分までを目安にしましょう。 3 浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。 4 アルコールが抜けるまで、また、食後すぐの入浴は控えましょう。 5 精神安定剤、睡眠薬などの服用後入浴は危険ですので注意しましょう。 6 入浴する前に同居者に一声掛け、同居者は、いつもより入浴時間が長いときには入浴者に声掛けをしましょう。 <p>消費者庁からの注意喚起情報は、次のURLで確認できます。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/170125kouhyou_1.pdf</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター: 0749-23-0999、または消費者ホットライン: 188まで。</p>

しらしがメールの配信

配信日	平成29年2月8日
タイトル	消費者講座の御案内
本文	<p>高齢化が進むなか、高齢者の消費者トラブルが急増しています。高齢者を取り巻く消費者トラブルの現状を知り、高齢者を地域で見守ることの大切さや地域のみんなが取り組める「見守り」について考える講座を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●テーマ: 高齢者の消費者トラブルを防ぐため地域でできること ●講師: 京都産業大学法科大学院教授 高嶋英弘 氏 ●受講料: 無料 <p>○彦根会場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時: 平成29年2月16日(木)午後2時～午後4時 ・会場: 滋賀県消費生活センター 3階研修室(彦根市元町4-1) <p>●問合せと参加申込: 滋賀県消費生活センター 電話0749-27-2234 詳細はホームページをご覧ください。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/index.html</p>

配信日	平成29年2月13日
タイトル	くらしのかわら版第46号を発行しました
本文	<p>滋賀県消費生活センターの広報紙「くらしのかわら版第46号」を発行しました。 今回のテーマは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①平成28年度上半期消費生活相談受付状況 ②4月から都市ガスも小売全面自由化 ③石油ストーブなどの一酸化炭素中毒の事故に注意！ ④今後開催予定の講座の御案内です。 <p>「くらしのかわら版」は当センターのほか、県内市町の消費生活相談窓口や図書館でも配布しています。 また、滋賀県消費生活センターのホームページ: http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/kawaraban/index.html にも掲載しています。</p> <p>消費生活に関するご相談は、滋賀県消費生活センター:0749-23-0999、または消費者ホットライン:188まで。</p>

配信日	平成29年2月17日
タイトル	子供の歯磨き中の喉突き事故などに注意！
本文	<p>消費者庁と国民生活センターは、子供の歯磨き中の喉突き事故について注意喚起情報を発表しました。 1歳から3歳頃の子供が自分で歯磨きをする時は、次の点に注意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護者がそばで見守り、床に座らせて歯磨きをさせましょう。 2 子供用歯ブラシは、喉突き防止カバーなどの安全対策を施したものを選ぶようにしましょう。 3 保護者が仕上げ磨きをする際は、子供用歯ブラシはきれいにする効果が不十分なので、仕上げ用歯ブラシを使用しましょう。 4 歯ブラシだけでなく、箸やフォークなど、喉突きの危険性のある日用品も、口に入れたまま歩いたり、走ったりさせないようにしましょう。 <p>消費者庁・国民生活センターからの注意喚起情報は、次のURLで確認できます。 http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20170215_1.pdf</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター:0749-23-0999、または消費者ホットライン:188まで。</p>

しらがメールの配信

配信日	平成29年2月23日
タイトル	ヘアドライヤーの取り扱いに注意
本文	<p>国民生活センターは、ヘアドライヤーの取り扱いについて注意喚起情報を発表しました。 ヘアドライヤーに関して「コードの付け根から火花が出てやけどをした」、「髪の毛が吸い込まれて取れなくなり、はさみで切った」等の事例が発生しています。</p> <p>ヘアドライヤーの取り扱いについて、次の点に注意してください。</p> <p>①本体にコードを巻き付けないようにしましょう ②コードや本体の動作に異常が見られたときは使用をやめましょう ③髪の毛を吸い込み口に近づけないようにしましょう ④取扱説明書をよく読みましょう</p> <p>国民生活センターからの注意喚起情報は、次のURLで確認できます。 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20161208_1.html</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

配信日	平成29年3月6日
タイトル	「ネット広告110番」実施結果
本文	<p>消費者被害の回復や未然防止と、消費者意識の向上を図ることを目的として、インターネット広告に関する相談窓口「ネット広告110番」を実施しましたので、その結果をお知らせします。</p> <p>○受付期間：平成29年1月11日（水）～平成29年1月31日（火）〔土日を含む〕 ○対象：インターネット広告に端を発した契約トラブルの相談、インターネット広告の不当表示や誇大広告などの情報 ○実施結果：受付件数：18件</p> <p>詳細は、http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/sodan/files/20170227.pdf をご覧ください。 お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-27-2234（事務用）まで。</p>

配信日	平成29年3月8日
タイトル	「偽DMM」、「偽ヤフー」に注意！
本文	<p>消費者庁は相次いで、「SMSを用いて有料動画の未払料金の名目で金銭を支払わせようとする事業者」について注意喚起しています。</p> <p>それによると、事業者らは「株式会社DMM. com」や「ヤフー株式会社」をかたり、「本日中に連絡がない場合、訴訟手続きに移行する」などと記載したSMSを送付して、コンビニ等でギフト券を購入してその番号を連絡するようにと指示するとのこと。</p> <p>こうした手口は典型的な詐欺の手口です。絶対に事業者に連絡したり、金銭の支払いに応じたりしないようにしましょう。</p> <p>消費者庁の注意喚起は、次のURLで確認できます。</p> <p>①「偽DMM」に関する注意喚起 http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/170228adjustments_1.pdf ②「偽ヤフー」に関する注意喚起 http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/161222adjustments_1.pdf</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

しらしがメールの配信

配信日	平成29年3月10日
タイトル	美容液のマルチ商法 若い男性の相談相次ぐ
本文	<p>先月、いずれも20歳代の会社員の男性から、次のような相談が相次いで入りました。</p> <p>中学時代の先輩からファミレスに呼び出された。先輩の友人という男性から、美容液のマルチ商法の説明を受けた。一人を会員にすることに8万円の収入が得られるとのこと。契約金額は50万円。周りの友人も契約していたため断れなかった。消費者金融に連れて行かれ、金を借りてその場で支払った。後日美容液が届いたが、40本の契約なのに6本しかない。詐欺かもしれない。解約して返金してほしい。</p> <p>親しい友人や先輩からの勧めであっても、もうけ話を安易に信用しないようにしましょう。マルチ商法は、人間関係の崩壊や金銭トラブルにつながる危険もあります。商品が介在していない場合はネズミ講(無限連鎖講)です。少しでもおかしいと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談してください。</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

配信日	平成29年3月14日
タイトル	オンライン旅行予約のトラブルに注意！
本文	<p>もうすぐ春の旅行シーズンです。オンラインでの旅行予約サイトを利用すれば、いつでも手軽にホテルや航空券等を予約できますが、思わぬトラブルに遭遇するかもしれません。</p> <p>消費者庁では、相談件数が増加しているオンラインでの旅行予約に関するチェックポイントを公表しました。</p> <p>トラブルに遭わないためのチェックポイント</p> <p>①予約する前のチェックポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●サイト運営事業者の基本情報を確認する ●顧客対応窓口の情報を確認する ●契約条件や予約内容(日程等)を確認する <p>②予約した後のチェックポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●予約内容をすぐに確認する ●予約内容が確認できる画面等の写しを保管する <p>消費者庁のチェックポイントは、次のURLで確認できます。</p> <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/adjustments_index_1_170301_0001.pdf</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

配信日	平成29年3月22日
タイトル	食品による子供の窒息事故に御注意！
本文	<p>消費者庁では、食品による子供の窒息事故について注意喚起しています。</p> <p>食品による子供の窒息事故が多数起きており、6歳以下の子供の死亡事故が確認されています。窒息死事故の原因となった食品には、菓子類、果実類、パン類などがあります。</p> <p>食品による窒息事故を防止するためには、まず「食品を小さく切り、食べやすい大きさにして、よく噛んで食べさせる」など子供への食品の与え方に注意が必要です。また、「遊びながら、歩きながら、寝転んだまま食品を食べさせない」など、食事中に注意を払うことも必要です。</p> <p>消費者庁の注意喚起は、次のURLで確認できます。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/170315kouhyou_1.pdf</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>

しらしがメールの配信

配信日	平成29年3月27日
タイトル	学習教材の訪問販売 県、業者に行政処分！
本文	<p>滋賀県は平成29年3月23日、学習教材の訪問販売事業者に対し、特定商取引法に基づく行政処分(指示)と滋賀県消費生活条例に基づく行政指導(指示)を行いました。</p> <p>相手方事業者は、訪問販売で家庭教師の役務提供と学習教材の販売を行っていましたが、勧誘に先立って、消費者に正式な会社名を告げず、学習教材の販売目的を告げていませんでした。また、契約書に学習教材の名称や数量を具体的に記載していませんでした。そして、中途解約がなされた場合の学習教材の解約料について、不当に高額または高率な負担を消費者に求める内容の契約を締結していました。</p> <p>事業者名、処分内容、違反事実、相談事例など、詳細は次のURLで確認できます。 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/files/hp20170323.pdf</p> <p>お問い合わせは、滋賀県消費生活センター：0749-23-0999、または消費者ホットライン：188まで。</p>